

関係各位

よこはま新港合同庁舎移転に伴う住所等の変更について

標記のことについて、令和5年10月10日（火）に山下分庁舎所在の業務部各部門等^(注)がよこはま新港合同庁舎に移転することに伴い、住所等が変更となりますので、下記のとおり周知します。

(注) 業務部各部門等：次長（通関担当）、収納課、税関相談官、通関総括1～4、輸出総括、通関情報、特別通関1・2、通関1・2、特別審査官、関税鑑査官、原産地調査官1・2、知的財産調査官

記

1. 移転後の住所等

	10月6日（金）まで	10月10日（火）以降
住所・庁舎名	〒231-0023 神奈川県横浜市中区 山下町 279-1 横浜税関山下分庁舎	〒231-0001 神奈川県横浜市中区 新港 1-6-1 よこはま新港合同庁舎 3階
電話番号（関税鑑査官）	045-212-6156 045-212-6157	045-212-6156（継続） ※045-212-6157は廃止
電話番号（その他の部門等）	変更なし ※電話番号の一覧については以下のリンク先に掲載されています。 https://www.customs.go.jp/yokohama/tsukankankei/gyoumubujimubuntan(R5.7).pdf	
FAX 番号	移転後の FAX 番号は以下のとおりです。 収納課 : 045-201-6814 関税鑑査官 : 045-201-4467 その他の部門等 : 045-641-0855 ※ 記載している FAX 番号は移転前から継続して使用可能です。	

2. 移転前後の業務処理

【特別通関1・2部門】

10月6日（金）午後9時00分までは、従来どおり、山下分庁舎において業務を行います。

10月7日（土）から9日（月・祝）までの間（各日午前8時30分～午後5時00分）は、本関1階の仮事務所にて特別通関業務を行います。詳細は、別紙「10月7日から9日（三連休）における特別通関業務」をご覧ください。

10月10日（火）午前8時30分からは、よこはま新港合同庁舎において業務を行います。

【その他の部門等】

10月6日（金）午後5時45分までは、従来どおり、山下分庁舎において業務を行います。

10月10日（火）午前8時30分からは、よこはま新港合同庁舎において業務を行います。

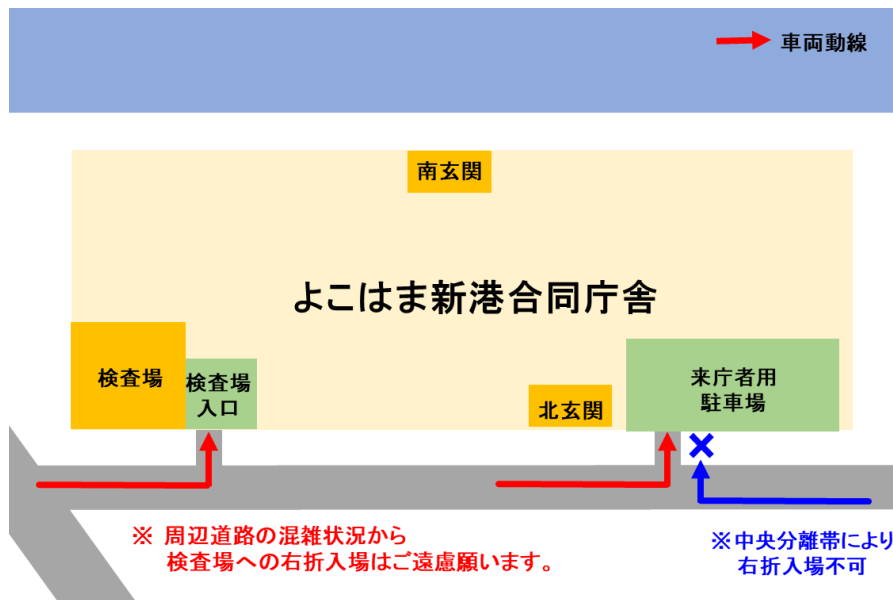
3. その他の留意点

- よこはま新港合同庁舎への移転後も、NACCSによる業務部各部門等への申告等の手続きには税関官署コード「2A（横浜税関本関）」を使用します。
- よこはま新港合同庁舎の検査場には、コンテナを含む車高3.6メートル以上の車両は入場することができません。また、周辺の道路状況を考慮して検査場への右折入場はご遠慮願います。
- 大型X線検査後の貨物確認は、本牧埠頭出張所等の検査場において実施します。

よこはま新港合同庁舎へのアクセス



よこはま新港合同庁舎拡大図



10月7日から9日（三連休）における特別通関業務について

よこはま新港合同庁舎への移転作業に伴い、10月7日（土）から9日（月・祝）（三連休）（各日午前8時30分～午後5時00分）における特別通関業務については、下記のとおり、本関1階の仮事務所において行いますので、ご注意ください。

記

1. 場所等

- ・ 本関1階の「業務部 評価部門」を三連休の間の特別通関業務の仮事務所として使用します。
- ・ 庁舎入口は、以下の案内図を参照ください（正面玄関はご利用できません。）。
- ・ 庁舎入口から入って正面が、仮事務所になります。

2. 入庁・退出時の手続き

【入庁時】庁舎入口の警備員に社名・入庁目的を伝え、社員証・通関士証票等の身分証を提示後、来庁者台帳に必要事項（氏名・会社名等）を記入してください。台帳記入後は、警備員から入庁証（バッジ）を受け取り、胸ポケット部分に付けて入庁してください。

【退出時】入庁証を警備員に返却し、退出してください。

3. 電話番号

仮事務所の電話番号：045-212-6134

4. 留意点

- ・ NACCS を利用した輸出入申告等については、通常どおりのあて先官署・部門コードとなります。
- ・ 仮事務所では、キオスク端末の利用が可能です。
- ・ 貨物確認を実施する場合には、仮事務所まで貨物を持ち込んでいただくこととなります。ただし、重量物など、仮事務所への持込みに支障がある場合には、個別に調整させていただきます。

特別通関部門仮事務所へのアクセス

